

寝屋川流域の治水施設の機能確保に関する検討会
規約

(名 称)

第1条 検討会は、寝屋川流域の治水施設の機能確保に関する検討会（以下、「検討会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 検討会は、令和8年6月26日の梅雨前線等による豪雨により、寝屋川流域の河川施設及び下水道施設において、一部の排水機能が停止する事態が発生したことから、機能の回復と、回復までの間における流域治水機能の低下を防ぐ対応が求められている。また、今後の寝屋川流域における降雨への対応に関する能力増強やリダンダンシーの確保といった中長期的な課題も顕在化した、これらについて関係機関が連携して検討を行う事を目的とする。

(検討会の構成)

第3条 検討会は別紙の職にある者をもって構成する。

- 2 検討会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 検討会は、第1項による者のほか、必要に応じて別紙の職にある者以外の者の検討会への参加を求めることができる。
- 4 必要に応じて、ワーキングを実施し協議、検討を進める。

(検討会の実施事項)

第4条 検討会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 2 機能を停止した施設の応急対応、機能回復に関する検討
- 3 上記、機能回復するまでの間の治水機能低下防止に関する検討
- 4 機能回復までの間における流域市、住民等への周知に関する検討
- 5 寝屋川流域の治水対策に関する中長期的な課題に関する検討
- 6 その他、必要な検討

(会議の公開)

第5条 検討会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、検討会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、検討途上等で公表することが適切でない資料等については、検討会の了解を得て公表しないものとする。

（事務局）

第７条 検討会の庶務を行うため、大阪府都市整備部河川室河川整備課に事務局を置く。

（雑 則）

第８条 この規約に定めるもののほか、必要な事項がある場合には、検討会に諮り定めるものとする。

（附 則）

第９条 本規約は、令和８年６月２９日から施行する。

【別紙】

(検討会)

近畿地方整備局	河川部長
大阪府	都市整備部長
大阪市	建設局長
大阪管区气象台	気象防災部長